

# 仕 様 書

## 1 委託事業名

能登の里山里海の文化や祭礼を活用した高付加価値旅行者誘致事業

## 2 実施期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

## 3 目的

本県においては、2015年の北陸新幹線金沢開業を機に、外国人旅行者が大幅に増加してきたところであるが、外国人旅行者誘致によるさらなる地域経済の活性化を図るためには、高付加価値旅行者の誘致による観光消費額拡大や長期滞在の促進が不可欠である。本事業においては、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」に代表される豊かな自然など、能登地域が世界に誇る様々なストーリーを持つ観光素材を活用し、高付加価値旅行者向けの特別な体験コンテンツやユニークメニューでのイベントを開発、さらに来県する外国人旅行者への提供を行う。

なお、本事業は、本県が観光庁所管の「観光再始動事業」の採択を受けて実施するものであり、新規性が高く特別な体験コンテンツ・イベント等の造成から販路開拓までの一貫した取組を通じて、観光需要の回復や地域活性化に向けたインバウンド促進の方向性について検証することを目的とする。

## 4 業務の内容

### (1) ユニークメニューでのイベントの開発

#### ① 開発するイベントの内容

- ・ 気多大社での神事と直会（なおらい）体験
- ・ 和倉温泉お祭り会館でのお祭り体験とディナー

#### ② ターゲット

海外企業の訪日インセンティブ旅行・経営幹部旅行や高付加価値なグループツアー。行程中に高価格の宿泊施設や特別感のあるイベント・プログラムを含むもの。人数は20～50名程度を想定。

#### ③ イベントの開発

- ・ ターゲットと体験の価値を意識した料金設定とすること。
- ・ 会場に食事、演出・装飾、アトラクション等を組み合わせたパッケージとすること。パッケージを造成する際には、背後にある歴史やサステナブルなストーリーを意識したものにすること。
- ・ 会場の演出・装飾等は空間コーディネーターやイベントプランナーを活用するなど、ターゲットを意識した特別感のあるプログラムになるよう工夫すること。
- ・ 造成したパッケージについて、概要や金額等を掲載したタリフ及び宣伝カードを9月中に作成すること。タリフ及び宣伝カードは観光再始動事業事務局（観光庁）指定の様式を使用すること。
- ・ 造成したパッケージについて、イメージ写真・動画等を掲載したプロモーションツールを作成すること。

## (2) 高付加価値旅行者向けの体験コンテンツの開発

### ①対象エリア

能登地域

### ②造成件数

4 件以上

### ③ターゲット

海外企業の訪日インセンティブ旅行・経営幹部旅行や高付加価値なグループツアー。行程中に高価格の宿泊施設や特別感のあるイベント・プログラムを含むもの。人数は 20～50 名程度を想定。

### ④体験コンテンツの内容

ターゲットの特性を踏まえ、本県の食文化や伝統工芸、自然などを活かした「文化体験」や「地域住民との交流・地域に貢献するプログラム」、「チームビルディング」などとする。背後にある歴史やサステナブルなストーリーを意識したものにする。

### ⑤体験コンテンツの造成

- ・ターゲットと体験の価値を意識した料金設定とすること。
- ・造成したコンテンツについて、概要や金額等を掲載したタリフ及び宣伝カードを 9 月中に作成すること。タリフ及び宣伝カードは観光再始動事業事務局（観光庁）指定の様式を使用すること。
- ・造成したコンテンツについて、イメージ写真・動画等を掲載したプロモーションツールを作成すること。
- ・事業実施後も実際の販売につながるよう、コンテンツの特性に応じて地域内の DMC や交通事業者とのマッチングを行うこと。

## (3) 外国語ガイド研修の実施

(1)(2) で造成したイベント等について、背景となる地域の歴史やストーリーを含めてその魅力を正確に伝えることができる外国語ガイドを育成するための研修を実施する。

### ①実施方法

(1)(2) で造成したイベント等の実演やロールプレイングを含めた実地研修とすること。

### ②対象者

県内在住の全国通訳案内士等 5 名程度。県内において高付加価値旅行者のガイド経験を持つ者とし、参加者の選定については石川県と協議すること。

③研修の企画、講師の選定、研修当日の進行・管理・運営、参加者との連絡調整、実施にあたり必要となる交通手段の手配等、研修を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

④全体管理及び実施記録（研修内容記録、写真画像含む。）の作成を行うこと。

### ⑤留意事項

- ・研修は主に英語ガイド向けの内容とすること。
- ・外国人向けにガイドが説明すべきポイント等をまとめたものを作成し、今後ガイドの自主研修等においても活用できるようにすること。

## (4) モニターツアーの実施

(1)(2) で造成したコンテンツやユニークベニューについて、モニターツアーを実施し、実用化に向けた検証及び専門家の助言によるさらなる磨き上げを行う。

### ①実施時期

令和5年度9月 1泊2日

②参加者

海外インセンティブ旅行や高付加価値旅行の誘致に関して知見・経験を有する専門家5名程度。参加者の募集・選定については、石川県と協議の上行うこと。

③日程（例）

	行程
1日目	・能登空港着 ・輪島地域での特別プログラム 例) 地元住民との交流、輪島塗工房訪問等 ・モデルレセプション「能登の祭り体験」  <p style="text-align: right;">(和倉温泉泊)</p>
2日目	・モデルレセプション「気多大社での神事と直会体験」 ・羽咋・七尾地域での特別プログラム 例) ごみアート体験、海岸清掃プログラム等 ・金沢駅発

※具体的な日程については、石川県と十分に協議した上で決定すること。なお、「藩政期から伝わる加賀百万石の伝統と文化を活用した高付加価値旅行者誘致事業～武士の饗宴プレミアムディナー～」のモニターツアーと併せて開催するなど、効率的に実施すること。

④モニターツアーの実施にあたり、参加者との連絡調整、交通・宿泊の手配、食事、通訳ガイド、資料準備、その他モニターツアーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

⑤モニターツアー中のコンテンツの実施にあたり、訪問先となる事業者との調整を行うこと。

⑥モデルレセプションの実施にあたり、会場の設営（椅子・テーブル、調理設備等）、装飾、食事の手配、アトラクションの手配等、必要な一切の準備及び運営を行うこと。

⑦モニターツアーの様子を写真及び動画にて撮影し、今後のプロモーションにも使用できるようデータを納入すること。

⑧その他留意事項

- ・モニターツアーの参加者に対してコンテンツ等に関するアドバイスの聴取またはアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
- ・モニターツアー期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、参加者の安全確保につき対応すること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての参加者の個人責任の範囲について、参加者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

(5) イベント・コンテンツのプロモーション・販売・提供

(1)～(4)により開発・造成したコンテンツやイベントについて、効果的なプロモーションを実施し、来県する外国人旅行者へのイベント等の販売及び実施を行うこと。

①ターゲット市場

欧米豪、シンガポール、香港の高付加価値旅行者

②プロモーション

石川県のウェブサイト、SNS、その他ターゲットに対して効果的と考えられる方法によりプロモーションを行うこと。

### ③イベント等の販売

石川県との連携により、ターゲット市場に対してイベント・コンテンツの販売を行うこと。

### ④イベント等の実施

#### (ア)実施時期

令和5年10月上旬～12月下旬

#### (イ)実施内容

(1)～(4)において開発したイベント・コンテンツ（1泊2日程度）

#### (ウ)参加目標人数

外国人旅行者400人

(エ)イベント等の実施にあたり、参加者との連絡調整、通訳ガイドの手配、訪問先となる事業者との調整、その他イベント等を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

(オ)ユニークベニューでのイベントの実施にあたり、会場の設営（椅子・テーブル、調理設備等）、装飾、食事の手配、アトラクションの手配等、必要な一切の準備及び運営を行うこと。

#### (6)効果測定に必要な調査<上記イベント等に関する効果測定>

(5)で実施したイベント等について、実際に訪問した外国人旅行者の動向・効果等の調査

※ 調査の成果を最大化させるために、調査項目等は別途指示する。

※ 観光再始動事業事務局（観光庁）が指定する統一調査票及びWebアンケートシステム（又は現場での実地調査）に基づき、本事業に係る効果検証等の調査を実施し、その結果を県へ報告すること。

## 6 事業費に含める経費

### (1)ユニークベニューでのイベントの開発

- ・イベントの企画開発
- ・プロモーションツール・タリフの作成
- ・その他イベントの開発に必要な経費

### (2)高付加価値旅行者向けの体験コンテンツの開発

- ・コンテンツの企画開発
- ・プロモーションツール・タリフの作成
- ・その他コンテンツの開発に必要な経費

### (3)外国語ガイド研修の実施

- ・移動にかかる専用車
- ・講師料
- ・実地研修にかかる体験料
- ・その他研修の実施に必要な経費

### (4)モニターツアーの実施

- ・石川県までの交通費（東京往復を想定）
- ・県内宿泊・食事・専用車
- ・コンテンツ体験、モデルレセプション実施にかかる経費
- ・事務局・県職員同行にかかる経費（観光再始動事業対象外経費）

- ・その他モニターツアーの実施に必要な経費
  - (5) イベント・コンテンツのプロモーション・販売・提供
    - ・プロモーション及びイベントの集客にかかる経費
    - ・イベントの実施にかかる会場借り上げ料・設営費（会場床の養生、クローク・下足箱、椅子・テーブル、調理設備、空調設備、電気設備等）
    - ・その他イベント等の実施に必要な経費（ただし、イベントの参加料等はツアー原価に含むものとし、参加者の自己負担とする。）
  - (6) 効果測定に必要な調査
    - ・アンケート調査費
- ※プロモーションにかかる経費（下線部）は補助対象経費の10%を上限とする。

## 7 事業実績報告書の提出

令和6年1月31日（水）までに、次の事項を含む実績報告書2部（A4判縦カラー）及び電子データを石川県へ納品すること。

- (1) ユベニューでのイベントの開発
  - ・イベントのプロモーションツール及びタリフ
- (2) 高付加価値旅行者向けの体験コンテンツの開発
  - ・コンテンツプロモーションツール及びタリフ
- (3) 外国語ガイド研修の実施
  - ・ガイド研修の参加者リスト
  - ・研修の様子（写真画像含む）
  - ・作成したガイディング用ツール等
- (4) モニターツアーの実施
  - ・モニターツアーの参加者リスト
  - ・モニターツアーの様子（写真画像含む）
  - ・モニターへの意見聴取（アンケート）結果
- (5) イベント・コンテンツのプロモーション・販売・提供
  - ・プロモーションの実施記録
  - ・イベント等の参加者リスト
  - ・イベント等の様子（写真画像含む）
  - ・参加者への意見聴取（アンケート）結果
- (6) アンケート調査結果
- (7) その他石川県が指示した項目

## 8 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を

受けて使用するものを除き、石川県に帰属するものとする。

- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 石川県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本事業は観光庁の観光再始動事業の採択を受けて実施するものであり、事務局の指示により内容が変更になる可能性があることに留意すること。